

## 規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 1 月 28 日

施策等名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	鉄道局財務課 (財務課長 瓦林康人)
施策等の概要	<p>認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施する者に対する報告徴収制度</p> <p>国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定軌道運送高度化事業等を実施する者又は認定新地域旅客運送事業者に対し、それぞれ認定軌道運送高度化事業等又は認定新地域旅客運送事業の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 38 条】</p>		
施策等の目的	国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築事業を実施する者に対し、同事業の実施状況について報告を求めることができるとし、同事業の適切な実施を図る。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>認定鉄道事業再構築事業について、同事業の適切な実施を確保するために国が状況を把握することが望ましいが、同事業の実施状況についての情報が不十分な場合には、同事業の適切な実施が確保されない可能性がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>国が随時必要に応じて同事業の実施状況を把握する仕組みがない場合このようなこととなる。(=原因分析)</p> <p>認定鉄道事業再構築事業を実施する者について、国が随時必要に応じて同事業の実施状況を把握する制度を作る必要がある。(=課題の特定)</p> <p>認定鉄道事業再構築事業を実施する者について、認定軌道運送高度化事業等と同様に、事業の実施状況について報告徴収の対象とする制度を構築する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	報告徴収が行われることにより認定鉄道事業再構築事業が適切に実施され、地方鉄道の維持・活性化されることが望まれている。		
行政の関与	認定鉄道事業再構築事業の実施状況を把握し、同事業の適切な実施の確保を図るためには鉄道行政に精通し知見を有する国土交通大臣の関与が必要である。		
国の関与	認定鉄道事業再構築事業の実施状況を把握し、同事業の適切な実施の確保を図るためには鉄道行政に精通し知見を有する国土交通大臣の関与が必要である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>本施策による、報告内容は当該事業の実施状況についてであり、認定鉄道事業再構築事業を実施する者において当然に把握している事柄であって、報告に要する費用は僅少であるものと考えられる。(遵守費用)</p> <p>また、国が認定鉄道事業再構築事業を実施する者に報告を求めることや、報告を受領するための費用が生じるものの、特段の体制強化等を行う必要はなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>本制度によって、国土交通大臣は随時必要に応じて同事業の実施状況について報告徴収させることができ、認定鉄道事業再構築事業の適切な実施が図られる。(規制の便益)</p> <p>以上により、本制度によって、一定の費用が想定されるものの、その費用は僅少であるのに対し、認定鉄道事業再構築事業の適切な実施が確保されるという便益が得られる点で、便益が費用を上回ると判断される。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、報告徴収について法令に基づかない任意の措置として実施した場合について分析する。</p> <p>代替案においては、認定鉄道事業再構築事業を実施する者が任意に報告徴収に応じることと考えられるが、この場合報告すべき内容は同事業の実施状況であって当然に認定鉄道事業再構築事業を実施する者が把握している事項であり、報告徴収に応じることに伴う費用の増加は僅少なものと考えられる。(=遵守費用)</p> <p>また、国においても、特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(=行政費用)</p> <p>代替案においても、任意に報告徴収に応じた場合、国は認定鉄道事業再構築事業の実施の状況等の情報が得られるが、任意の措置であるため事業者が報告徴収に応じないことも想定され、その場合は情報を得ることができないことから、同事業の確実な実施を十分に図ることができないと考えられる。(=便益)</p> <p>以上より、認定鉄道事業再構築事業の実施状況等の情報の入手について制度的に担保することができる点において、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(=代替案と本案の比較)</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>認定鉄道事業再構築事業を実施する者について報告徴収の対象とすることで、同事業の実施状況につき、国として確実に把握することが可能になり、同事業の適切な実施を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>附則第2条において、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定している。</p> <p>平成23年度に事後検証を実施。</p>